

建設コンサルタント業務(土木)技術評価資料作成要領(簡易型:本店選択あり)

対象業務は、総合評価落札方式により実施する業務のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

1.企業評価項目及び評価基準

本店選択あり

企業 の評 価	評価項目		評価点	様式	
	評価基準				
	資格 実績	同種 業務 実績	同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為	山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績	近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地	県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		災害 協定	山梨県との災害協定(※6)を結んだ場合下記の順位で評価する。 ①災害協定に基づき活動実績あり ②災害協定の締結あり ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		雇用 実績	県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績 評定 点	過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等についてはく注1>を参照のこと

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。
- ※6 山梨県と締結した協定で、当該業務の入札参加資格申請締切日が締結した協定の有効期間中であるもの。前年度から過去5ヶ年度とする。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類を添付すること。
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
 - ・山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

2. 技術者の評価

			評価項目	評価点	様式
			評価基準		
技術者の評価	資格実績	技術者資格	管理技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(建設部門ー河川、砂防及び海岸・海洋) (総合技術監理部門ー建設ー河川、砂防及び海岸・海洋) ②RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門) ③上記以外	①3点 ②1点 ③0点	様式2
		CPD取得状況	CPDの取得状況(※10)を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①1点 ②0点	様式2
		管理技術者実績	管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務(※11)の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
		手持ち業務量	管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額500万円以上の業務件数(※12)を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
		近隣地域業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績(※13)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内(同一市町村) ②県内(同一事務所管内) ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
	照査技術者	技術者の資格	照査技術者が保有する資格(※9)を下記の順位で評価する。 ①技術士(建設部門ー河川、砂防及び海岸・海洋) (総合技術監理部門ー建設ー河川、砂防及び海岸・海洋) ②RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門) ③その他	①2点 ②1点 ③0点	様式2
	成績	管理技術者成績評定点	過去の業務成績評定点(※14)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については注1>を参照のこと

※9 配置予定技術者の技術者資格は以下の表ー1技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。

下水道分野の業務(管理技術者、照査技術者)については、①技術士総合技術監理部門(上下水道ー下水道)、②技術士上下水道部門ー下水道、③その他とする。

※10 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※11 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※12 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※13 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※14 山梨県発注業務(建設コンサルタント業務(現場技術業務は除く))で過去3ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点(管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。)

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
- 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。
- 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

機 関 等	
山梨県	(企業局含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
公営企業等 事業団等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む) 日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

表－１技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※１ (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※１ (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野の業務	技術士建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋 技術士総合技術監理部門(建設－河川、砂防及び海岸・海洋)	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)
農業土木関係分野の業務※２	技術士農業部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(農業－〇〇)	RCCM(農業土木部門)
森林土木関係分野の業務※２	技術士森林部門－〇〇 技術士総合技術監理部門(森林－〇〇)	RCCM(森林土木部門)
地質調査業務	技術士建設部門－土質及び基礎 技術士応用理学部門－地質 技術士総合技術監理部門(建設－土質及び基礎) 技術士総合技術監理部門(応用理学－地質)	RCCM(土質及び基礎)又は(地質部門)
コンクリート構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
鋼構造物の維持・修繕業務	技術士建設部門－鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)
下水道分野の業務	技術士総合技術監理部門(上下水道－下水道)	技術士上下水道部門－下水道

※１ 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※２ 農業土木・森林土木関係の業務においては、業務内容や地域の特異性等を考慮して、発注業務に該当する建設部門の科目や総合技術監理部門の建設系の科目を設定することができる。

3. 実施方針等

評価項目			評価基準	評価点	様式
実施 方針 等	業務 理解 度	具体的な業務の目的、条件、 内容に関する理解と適切な 課題の抽出について	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状 況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務 実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	様式3-1
			目的、内容の理解度があり、現地状況及び業務の制約 となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や 課題が記述されている。	10点	
			目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や 課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約とな る条件やポイントの理解が不足している。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	
	対応 方針	抽出した課題に対する対応 方針について	抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応 方針の実効性が高く、優れている場合	30点	様式3-2
			抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応 方針の実効性があり、効果がある場合	15点	
			抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応 方針が一般的で具体性が乏しい場合	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	

【留意事項】

- 1) 実施方針等の記載にあたっては、業務の内容、現場の状況、制約条件、課題等を考慮し簡潔に記載することとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。また、評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 3) 未記入または不適切な提案の場合は「欠格」とする。
- 4) 総合評価で求めた実施方針等について、受注者の責により履行されていないと判断される場合は委託業務成績評価の減点を行う。
減点については、達成していない評価項目数ごとに、「事故等による減点」項目で3点を減ずる。

4. その他

1. 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
2. 評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に表示された事項を十分に確認してから提出すること。
3. 技術評価資料については、「技術評価資料添付資料一覧表」を表紙として一番上に付け、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。（ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇業務委託評価資料(会社名)」とする。）
4. 入札時の提出書類（公告文＞公告個別事項＞提出書類＞2入札時に示すもの）についても、一つのPDFにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
様式1	同種業務の実績 (企業)	契約金額8百万円以上の法面工の設計業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙－1の機関が発注し、元請けとして請け負い、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。	当該業務の公告日時点
提出不要	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日も含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該業務の公告日を含む過去1年間の期間
様式1	近隣地域での業務実績 (企業)	中北建設事務所管内における法面工の設計業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙－1の機関が発注し、元請けとして請け負い、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。※個別事項1を参照
提出不要	本店所在地	公告日時点で所在地が山梨県内である場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	災害協定	山梨県と締結した協定がある場合に評価する。 また、活動実績は前年度から過去5ヶ年度の実績がある場合に評価する。	当該業務の入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
様式1	雇用実績	前年度内に山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を新規雇用し、公告日までまで継続雇用された場合評価する。	前年度
提出不要	業務成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注業務における業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務 ※個別事項1を参照
様式2	管理技術者資格	発注業務に該当する部門の科目等を設定し、評価する。(表－1参照)	期間なし

様式2	継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該業務の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項2を参照
様式2	同種業務の実績 (技術者)	契約金額800万円以上の法面工の設計業務委託の業務実績 完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者は完成時にテクリスに登録された者に限る)として従事した者を評価する。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。※個別事項1を参照
様式2	手持ち業務量	契約金額500万円以上の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している件数	当該業務の公告日に完了していない件数
様式2	近隣地域での業務実績 (技術者)	中北建設事務所管内における法面工の設計業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、令和3年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
様式2	照査技術者資格	発注業務に該当する部門の科目等を設定し、評価する。(表ー1参照)	期間なし
提出不要	業務成績評定点の平均点 (管理技術者)	山梨県発注業務で管理技術者として最終登録された業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去3ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務

※個別事項1

- 1) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 2) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 3) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。

※個別事項2

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

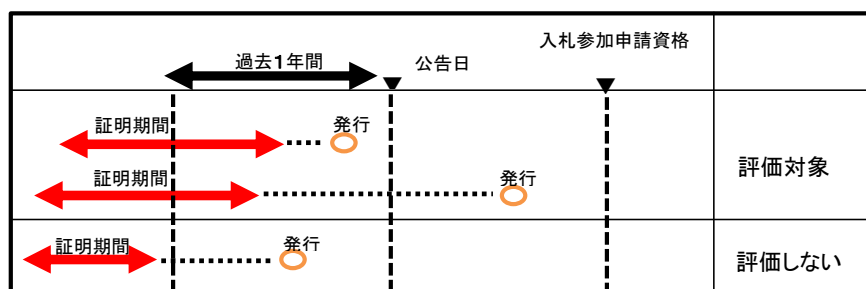
(CPD評価対象期間の事例)

- 予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

- CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



- 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年
証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ
登録単位 : 80単位/2年 = 40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

- ※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。